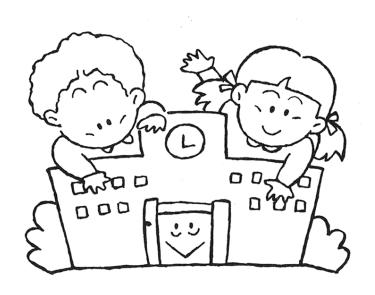
津山市版

食物アレルギーの手引き (令和2年度改訂版)



令和3年1月津山市教育委員会

っゃましばんしょくもっ **「津山市版 食 物 アレルギーの手引き」もくじ**

1	作	成に	あた	:つで	C		•	•	•			•		•		•	•		•	•	•	•	•	1
(1		目的	•	•	• •	• •	•	•	•	• •		•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•		•	•	1
(2)	背景	•	• •	• •		•	•	•	• •		•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•		1	\sim	2
(3) ;	本市	の弱	世よう	•	• •	•	• •	•	• •	• •	•		•		•	•	• •	•	•	•		•	2
0	ل الم	くもつ みん ニ	7 1.	مد اا	·1-	- ~ 1	\ <i>T</i>																	n
2 (1		物 り 食物					なに	へす	· 力、							•								2
(2		足物はなり								じょう 小山・チ	なな	Ζ (1	`				_						2~	. 9
(3)	良物 どん	な食	くひんる	が食	きっかり	・レノ	レム レギ	<u> </u>	れん か か原	(因)	こな	りゃ	・す	いつ)	•		•		•	•	<i>_</i>	3
(4)	Lu< too 食物	アレ	ノルミ	ギー	はよ	< 1	ょる	の	•		•		•		•	•			•	•		•	4
(5)	どの	2 E	1.10	D 1.	しょ が 合	くもつ - <i>H分</i> n ~	アレ	د ارد خوران	ビー	17 F	20	てし	ヽス	σ									4
(6		この アナ					た	1.7				. • .		•	• •	•			•				•	4
(7		/ / こうくう 口腔									<i>አ</i> \												_	5
,		ロ匠 アト										かん ト月日	けい	: t:	7 0	`							·	
(8		アトルがおり											がカ	1 Ø	∂ 0.)	•	• •	•	•	•	•		6
(9) ,	化粉	涯と	食物	勿ど	レル	チャ	ーは	関位	糸か	ある)())	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	6
(1	O,)	レル	チー	一表	示と	はか	i] "("	する),	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •		6 ~	-7
3	がっ	こう 校で	ഗ ഗ ്	kくもつ r 幼	アル	درال د	Ľ—	~ (たい	いおう 広し	-つ	1.17	_					•						8
(1		A classification of the classification of t	2	1 1-	くもつ				ナー し	いおう			•			•							8	~ 9
(2)	が きゅうしょ 給食	く () (で/	はいる	アル	ノル	ギー	たいお	から	ープン・	るた	めの	てっ)手;	っ 続き	: 1:1								O	1 0
(3		計画は						<i>/</i> 11/		•		• •	, ,		. 15			•						1 0
()		加 A)宿				1 1111	ح • •	_																10
		1.5.2.1	F / C.	· ·	ハキェラ	上っ	とき n士.	•	• •	•	•	•	٠	•	•	•		•		•	·	•		
		飲	退物が変える	ノンガ	を決かっ	する 動を	呀	• とき 7 π±	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •		1 0
	3)	チャル	殺占	' 【 <i>I</i> やが い用マ <i>E</i>	A 活いれる。 いかつ。	期を _{どう} 動の	ਿ9 ਨੂੰ ੲ ੈ ਜ±:	り時	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •		11
	4	キャン	5 ざい	7 6	レキ	到(/)	時	•	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•		1 1
	5)教)ア		選。		ょうじ	• · ·	すりと	• 5	• あず、	٠ . ا	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •		1 1
,														• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1 1
		エピ						~ h			まど	うす	~る(カ	•	•	•	•	• •					1 2
(5) .	エピ	ベン	'®は	J. O.) よ・	っに	使) (D			•	• •	•	• •	•	•	•	•			1	3~	1 5

いりょうき <i>t</i> 4 医療機 しょくもつ	。 関でできる	٠ ځت	• • •	• • •	• • •						• 16
(1) 食物	アレルギー	はどのよ	こうに診	断するの	D •		• •	• •			1 6
1) 間	診 ・・・				• • •						• 16
2)検	査・・・・	• • • •			• • •					1 6	~ 17
	アレルギー	か治療に		るの			• •	• •			18
1)食		アレルギ	ーを防く	``食事)							• 18
2) 薬	**っりょうほう 物療法 ・		• • •	• • •						1 8	~19
3) ア	ナフィラキ	シーが起	きた場	合はど	うするの	•	• •	• •	• •	1 9	~ 20
_{かてい} 家庭で	できること										• 2 1
15=	判断は危険										• 2 1
にっき	をつける				• • •						• 2 1
「 発 う様う様う様う様う様。様 1 1 2 3 4 5 6 以 2 3 4 5 6 以 2 3 4 5 6 以 2 3 4 5 6 以 2 3 4 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 以 2 5 6 的 2 5	学校生活	ただい できない できない できない できない できない できない できない できな	享表(アーレルギーレルギーレルギーレルギーレルギーレルギー	- 除去食 - 除去食 - 除去食 - 除去食 - 除去食 - 除去食	とういける (等) は 等 と 等 と 等 と 等 と 等 と う 笑 で 楽 で 変 更)) は書は書は書き中	もで、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	2 4 	· 22 · 23 ~ 25 26 27 28 29
多考資料 (1)年齢 (2)原因	ペッげんいんしょくもっ 別原因食物 しょくもっ 食物およひ) ・・ ⁽ ショック									
13 AM /JT 11/0 コ や ま し しょくも	つ	+.1.+.=1+/		+ 1 = 11 .	= +	_					5 2
ま川市 仓 労	。 ゚゚゚゚゚アレルギ-	- 女内体:	とっかいさせ 计会議 員	っちょうりょ	百(内羊	()					• 3 3

1 作成にあたって

(1) **目的**

食物アレルギーは、まれな病気ではなく、食事という自常生活の最も基本的な行為によって誰にでも起きうる病気です。以前、小麦の成分を含んだ石けんを使った人が食物アレルギーを起こしたことも報道されました。食物アレルギーは身近な問題ですが、そのことに関して学ぶ機会はほとんどありませんでした。

津山市教育委員会では食物アレルギーについて理解を深め、適切な対応ができるよう、平成24年1月「津山市版食物アレルギーの手引き」を作成しました。

この手引きでは、子どもたちが、教職員、保護者と一緒に食物アレルギーを学べるようにしました。子どもの時から食物アレルギーについて学ぶことによって、将来、大人になった時にも家族、友人、同僚の病気に適切に対応できるものと期待されます。また、食生活が人の健康に及ぼす影響について学ぶ機会にもなると考えます。

(2) 背景

平成20年3月、児童生徒のアレルギー疾患に関して、正しい知識に基づき、学校と保護者の間で円滑に意思疎通が行えるよう、文部科学省スポーツ・青少年高学校健康教育課の監修で「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(以下、ガイドライン)が財団法人日本学校保健会により作成されました。

その後、令和2年3月、作成から約10年が経過したガイドラインが改訂されました。 本市では、このガイドラインに基づく「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」 (様式1)を、平成23年4月から使用していましたが、改訂に伴い、様式の一部が変更 されたため令和3年1月から改訂後の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(様式

平成23年1月には、津山市で学校給食を食べた生徒がアナフィラキシーショックを起こすという事故が発生し、学校における食物アレルギーの事故防止及び対応が求められていました。そのため、津山市食物アレルギー対応検討会議を設置し、食物アレルギーの手引きの作成にあたりました。

また、平成24年12月、東京都調布市で発生した食物アレルギーによる女児死亡事故を受け、「学校給食における食物アレルギー対応について」の中間まとめを参考に、教職員や給食関係者間での情報共有や詳細な内容の把握、より分かりやすい意見書への明示化を進めるため、学校給食食物アレルギー除去食等意見書等の様式を平成26年1月に変更しました。

そして、エピペン®のデザインや使用方法の変更、日本小児アレルギー学会から「一般 向けエピペン®の適応」等も示されたことから、手引きの内容について見直しを行い、「津山市版食物アレルギーの手引き」を平成27年4月に改訂しました。

同時期の平成27年3月、文部科学省より「学校給食における食物アレルギー対応指針」が出され、ガイドラインに基づく対応の徹底、安全性の確保を冒的とした学校給食提供

の考え方等具体的に取り組むべき事項が示されました。

平成28年3月、本県においても県及び市町村の教育関係者、医療関係者、消防関係者等が連携し、食物アレルギーの対応を進めていくとともに、食物アレルギー事故防止の取り組みを促進することを首節に方針が定められました。

このことを受け、本市においてもすべての児童生徒が給食時間を安全にかつ楽しんで過ごせるよう、学校給食で最優先されるべき「安全性」確保を図るため津山市食物アレルギー対応検討会議を開催し、平成29年1月に意見書等の様式を変更しました。

このことに伴い、手引きの内容等についても見直しを行い、「津山市版食物アレルギーの手引き」を改訂しました。

また、令和3年1月、令和2年3月のガイドライン改訂に伴い、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」や「意見書」の様式等を変更し、「津山市版食物アレルギーの手引き」を改訂しました。

(3)本市の現状

本市の学校給食では、食物アレルギーへの対応を、従来はそれぞれの学校、学校給食センターで独自に行っていましたが、平成22年4月より、統一した内容で実施しています。

なお、平成26年9月より草加部学校食育センターが稼働し、現在は、市内2ヶ所の学校 食育センターからの給食提供となっています。

令和2年5月現在、食物アレルギーがあり、学校給食で除去食の必要な児童生徒は、 小学生74名、中学生27名の合計101名(在籍児童生徒数の約1%)となっています。 児童生徒が健荃な学校生活を営むためには、学校関係者、保護者、児童生徒が、食物ア レルギーについて正しい知識を持ち、対応していくことが必要とされています。

2 食物アレルギーについて

(1) **食物アレルギーとは何ですか**

私たちの体には、細菌(※1)やウイルス(※2)などの病原体(※3)が入ってきた時、それらを除いて体を守る「免疫」という働きがあります。この免疫が、ある決まった食品に対して過剰に反応し、体に色々な症状(アレルギー症状)を起こす場合を食物アレルギーといいます。

(2)食物アレルギーにはどんな症状があるの

食物アレルギーの症状として皮膚のかゆみ、じんましん、しっしんなどが多くみられます。その他にも腹痛や呼吸困難など全身に症状が現れるのが特徴です。これらの症状が、日常生活の中で繰り返し起こるため、食物アレルギーであると気がつかない時もあります。

また、アレルギーにより血圧が下がって意識がなくなる、ぐったりするなどのショック状態(アナフィラキシーショック)がみられることもあります。

症状が現れたら、すぐに周りの人に伝えましょう。

*食物アレルギーにより引き起こされる症状

皮膚などの	皮膚症状 かゆみ じんましん 添い発疹 しっしん									
症状 	粘膜症状 かゆみ 首の充血 涙が流れる まぶたがむくむ									
消化器 (おなか) の症状										
できる。 呼吸器(※4)の にようじょう 症状	くしゃみ 鼻ボ 鼻づまり 盲の中のかゆみ のどがイガイガした 感じ のどがはれる のどのつまった感じ せき ぜーぜーして息が苦しくなる 呼吸が苦しくなる									
循環器 (※5) の										









(3) どんな食品が食物アレルギーの原因になりやすいの

アレルギーの原因になるものを「アレルゲン」といいます。食物アレルギーを引き起こすことがわかっている食品のうち、 デ大アレルゲンとして知られているのが、頻、乳製品、小麦です。また、症状が重いものとして、えび、かに、そば、ピーナッツがあげられます。

年齢によって、アレルゲンが変化したり、新たに加わったりすることがあります。 以下の28品首については、加工食品のアレルギー表示が法律によって「必ず表示すべきもの」と「表示がすすめられているもの」とに分けられています。

*アレルゲン食品表示

【 必ず表示される 7品目 (特定原材料) 】

えび、かに、小麦、そば、卵、乳製品(牛乳・バター・チーズなど)、落花生(ピーナッツ)

【表示がすすめられている21品目(特定原材料に準ずるもの)】

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、学商、 くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏南、バナナ、藤南、まつたけ、もも、やまいも、りんご、 ゼラチン

(4)食物アレルギーはよくなるの

食物アレルギーは、個人差はありますが、乳幼児期にアレルギーになった場合は治ることが多く、そうでないものは治りにくいといわれています。

乳幼児期に症状が現れやすい、卵、乳製品、小麦では、年齢とともに食べられるようになることが多く、治る場合にはほとんどが 6歳までに治りますが、6歳を過ぎると治りにくくなります。

一方で、小学生以降に症状が現れやすい、えび、かになどの甲殻類 (※6)、果物類、 魚類、そば、ピーナッツなどは、年齢とともに食べられるようになることは少なく、 生涯除去が必要となる場合が多いです。

(5) どのくらいの人が食物アレルギーになっているの

平成25年度の文部科学省調査では食物アレルギーの有病率は小学生4.5%、中学生4.7%、高校生4.0%でした。

しゅってん がっこう 出 典 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》(公益財団法人日本学校保健会)」より

(6) アナフィラキシーとは**何**ですか

食物アレルギーの症状は、皮膚、消化器、呼吸器、循環器に現れますが、これらのうち2ヶ所以上に症状があらわれた場合をアナフィラキシーと呼び、さらに血圧が下がったり、意識が低下した場合をアナフィラキシーショックと呼んでいます。症状は、食後すぐから数時間以内に現れます。調査では、児童生徒のうち0.48%1)がアナフィラキシーを経験したことがあることがわかりました。アナフィラキシーは、生命に関わる危険な状態です。

特殊なアナフィラキシーとしては、食事だけでは症状が出ず、食後の運動で初めて症状が出るタイプがあります。アレルギーの原因となる食品を食べた後、激しい運動をしたことにより「血圧低下」、「呼吸が苦しくなる」、「意識がなくなる」などの重い症状が出ることがあります。これを食物依存性運動誘発アナフィラキシーといいます。アレルギーの中でも症状が重く急に進行することが多いため、すばやく正しい教急処置が必要です。

もし、まちがって食べてしまった時は、運動しないことが大切です。また、異常を 感じたり調子が悪くなったりしたら、先生や周りの人にすぐに知らせましょう。

1)「平成25年度学校生活における健康管理に関する調査事業報告書(公益財団法人 日本学校保健会)」より



(7) 口腔アレルギー症 候群とは何ですか

アレルギーのある人が果物や野菜などを食べた時、15分以内に直接触れたくちびるや舌、のどの奥に痛みやかゆみなどを感じ、時に舌やのどがはれる病気です。じんましんがで出たり、自や鼻に花粉症のような症状や、はきけ、腹痛や下痢、気管支ぜんそく(※7)の発作を起こしたり、最悪の場合アナフィラキシーを起こす場合もあります。原因となる果物、野菜はリンゴ、西洋ナシ、サクランボ、モモなどのバラ科のもの、メロン、スイカなどのウリ科のもの、その他、キウイフルーツ、バナナ、ジャガイモ、トマトなどです。

食材と花粉に共通する物質がアレルギーを起こすので、花粉症との関連が言われています。

また、ゴム (ラテックス) にもアレルギーを起こしている場合があると報告されています。 年長児や大人では花粉症を起こした後に、「白腔アレルギー症候群を起こす場合が多いと言われています。 年少児では、多く食べることで、果物のアレルギーを起こす可能性が考えられています。

こうくう 【口腔アレルギーを引き起こすと考えられる花粉と果物・野菜など】

^{からん} 花粉	くだもの やさい 果 物・野 菜 な ど
カバノキ科 シラカバ	バラ科(リンゴ・西洋ナシ・サクランボ・モモ・スモモ・アンズ・アーモンド)、セリ科(セロリ・ニンジン)、ナス科(ジャガイモ)、マメ科(大豆、
ハンノキ オオバヤシャブシ	ピーナッツ)、マタタビ科(キウイフルーツ)、カバノキ科(ヘーゼルナッツ)、ウルシ科(マンゴー)、シシトウガラシなど
イネ科 カモガヤ チガヤ	ウリ科(メロン・スイカ)、ナス科(トマト・ジャガイモ)、マタタビ科(キウイフルーツ)、ミカン科(オレンジ)、マメ科(ピーナッツ)など
キク科 ヨモギ	セリ科(セロリ・ニンジン)、ウルシ科(マンゴー)、スパイスなど
キク ^剤 ブタクサ	ウリ科(メロン・スイカ・カンタロープ・ズッキー二・キュウリ)、バショウ科(バナナ)など

「望藤のアレルギー紫熊に対する敢り組みガイドライン《参和完全紫波計》(33歳解符覧法に賃本望接保修会)」より











(8) アトピー性皮膚炎と食物アレルギーは関係があるの

アトピー性皮膚炎はアレルギーによってゆっくり起こり、長く続く皮膚の病気で、カサカサしたり、赤くなったり、かゆかったりします。原因は乳児では卵、牛乳、小麦などの食べ物が多く、食物アレルギーとの関係が強いのですが、2~3歳をすぎると食べ物が原因であることは減り、ホコリ(ハウスダスト)やダニが多くなります。学校ではホコリの中での清掃や動物の飼育当番などで悪化することがあります。

アトピー性皮膚炎の人は、アレルギー体質の人が多く、食べ物でじんましんやアナフィラキシーを起こす人もいます。アレルギーの症状は乳児期より小学生や中学生で強いことが多く、アレルギーの原因も小さい時に原因となっていた食べ物(卵や牛乳)は少なくなり、ピーナッツ、かに、えび、そばなどが多くなります。ただし、小麦は乳児でも、小中学生や大人でも原因として多いようです。

(9) 花粉症と食物アレルギーは関係があるの

花粉症は、「スギ」や「よもぎ」などの草木の花粉にアレルギーを起こして、鼻や削がかゆくなる病気です。食べ物で起こる食物アレルギーとは別の病気ですが、どちらもアレルギーを起こしやすい体質の人がなりやすく、花粉症と食物アレルギーの両方を起こすことがあります。

(7)で述べられているように、花粉と食物(果物など)には抗原性の似た物質がある場合があり、花粉症の人が果物を食べて口腔アレルギー症状を起こすことがあります。

(10) アレルギー表示とは何ですか

加工食品等には、アレルギーの原因となることが知られている食品が使われているかどうかがわかるように原材料の表示がしてあります。

[対象となる食品]

淡の 7品首は、患者の数の多さや症状の重さから、原材料として使った場合だけでなく、原材料を作る時に使った場合も、これらが使われたことがわかるように表示が義務づけられています。

たまご にゅうせいひん こむき らっかせい 卵 、乳 製 品、小麦、落花生(ピーナッツ)、えび、そば、かに















次の 21 品首は、7 品首と同様に、これらが使われたことがわかるように表示することがすすめられています。

いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、 もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、 牛肉、ゼラチン、豚肉、アーモンド













アレルゲンの表示には2種類の方法があります。

[表示方法①]

原材料ごとに使った1つ1つの原材料の後に、(〇〇、△△を含む)と、アレルギーの原因となる可能性のある食品が書いてあります。一度記載した食品が別の原材料にも含まれている場合、二度自以降の記載が省略されることもあります。

[表示方法②]

原材料名の最後に、(原材料の一部に〇〇、△△を含む)と、アレルギーの原因となる可能性のある食品がまとめて書いてあります。これらの食品がどの原材料に含まれているのかは売されていません。

〔表示方法①の例〕

名称原材料名

洋菓子

小麦粉、砂糖、植物油脂(大豆油を含む)、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、でん粉、ソルビトール、膨張剤、香料(乳成分・卵を含む)、乳化剤(大豆由来)、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)



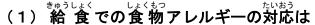
[表示方法②の例]

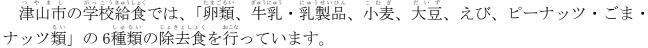
名称原材料名

めんつゆ

しょうゆ、風味原料(かつおぶし、かつおエキス、煮干し、昆布)、糖類(砂糖、果糖ぶどう糖液糖)、 発酵調味料、みりん、食塩、たんぱく加水分解物、酵母エキス、調味料(アミノ酸等)、酸味料、(原材料 の一部に小麦、牛肉、豚肉、ゼラチンを含む)

3 学校での食物アレルギーへの対応について





食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料、だし、添加物等については、除去は行いません。

これらについて対応が必要な児童生徒は、弁当の持参をお願いしています。

また、加工食品には様々な食材が使われているため、給食使用食材一覧表(配合表)(※8)などを事前に配ってどのような食品が入っているかを知らせています。

しかし、一人ひとりの症状により、どうしても除去食では対応しきれない場合は、代替品または発当の持参をお願いしています。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし	· 添加物等	
鶏卵	卵殻カルシウム	名称: 肉だんご	
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム	原材料名:豚肉	
小麦	しょうゆ・酢・みそ	□ 砂糖、 <u>しょうゆ</u> □ 辛料(小麦を含	
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ	調味料(アミノ酸	
ゴマ	ゴマ油		
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょ	う	【 小麦の例 】 このよう
肉類	エキス		特に医師の
			基本的に除 りません。



このような表示であれば、 特に医師の指示がない限り、 基本的に除去する必要はあ りません。

「学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月文部科学省)」より

上記の表に記載のある調味料、だし、添加物等(香辛料含む)については症状誘発の原因となりにくいため除去の対象にはなりません。ただし、対応の決定にあたっては、保護者と相談の上、医師に改めて確認をとってください。

【弁当対応の考慮対象】

以下の(ア)(イ)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、発当対応を考慮します。

- (ア)極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合
 - a)調味料、だし、添加物の除去が必要
 - b) 加工食品の原材料の欄外表記 (注意喚起表示) の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では〇〇(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e)油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
- (イ) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合
- ※単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往 があるだけで弁当対応にする必要はありません。
- $(x_a) \sim f$)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

「学校 給 食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月文部科学省)」より

(2) 給食で食物アレルギー対応をするための手続きは

アレルギー症状のある児童生徒のうち、学校生活で特に配慮や管理が必要であると思われる場合は、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(様式1)(以下「管理指導表」といいます)に医療機関で記載してもらい学校に提出します。 給食でアレルギーの対応を希望する場合は、「学校給食食物アレルギー除去食等意見書」(様式2)(以下「意見書」といいます)と「学校給食食物アレルギー除去食等前請書」(様式3)もあわせて提出します。

学校及び学校食育センターでは提出された管理指導表等をもとに、学校給食での具体的な対応について決定し、対応する内容については「学校給食食物アレルギー除去食等承諾書」(様式4)で保護者にお知らせします。

また、学校及び学校食育センターは、児童生徒の状況を、管理指導表等により全職員が理解し、対応するようにします。

管理指導表と意見書は、安全な学校生活を送るため、症状に変化がない場合でも、ひき続き学校での配慮が必要な場合は、年度ごとに提出します。

なお、津山市では管理指導表と意見書の作成には、文書料として 500円(令和3年1月 現在)の保護者負担が必要です。〈津山市内の医療機関では、管理指導表のみの場合、管理 指導表と意見書の両方の場合も 500円 (令和3年1月現在) で記載いただけます。〉 年度途中 での変更や中止の場合も同様です。

(3) 給食以外での対応は

1) 宿泊行事の時

子どもたちが安全に行事へ参加できるよう、学校として保護者として学級全体として行 ができるのかを考えておきましょう。

学校は宿泊先や旅行業者と連絡を取り、食事や飲み物、おやつ、寝具などアレルゲンとなるものがないように確認しておきます。内服の依頼を受けている場合は、薬を飲んだことを確認するようにします。また、救急医療機関の確認を宿泊先にしておきます。

保護者は医師と相談し、子どもの体調を整えたり薬の調整をしたり準備をします。 本人は体調を整え、薬を飲む必要がある場合は忘れないようにします。体調が悪くなった場合には、友達に遠慮なく伝え、先生に早く伝わるようにしましょう。

2) 飲食物を提供する時

総食以外にも飲み物や食べ物をクラスでとることがあります。その時にはアレルゲンとなるものが原材料に使われていないかどうかをチェックすることが必要です。

(例)「先生、この能に使われている原材料に小麦が入っているかどうか確認してくださいましたか」など先生に一声かけることで事故を防ぐことになります。 急に曲されるジュースや能は楽しいものですが、みんなで気配りができると事故を防ぐことにつながります。





3) 学級PTA活動をする時

調理をして皆で飲食する機会もあります。役員が材料を準備する時、担任は食物アレルギーのある児童生徒がいる場合はアレルゲンとなる材料を使わずにすむような献立を考えるようにしましょう。

4)体育や野外活動の時

食後に運動することでアナフィラキシーを起こす可能性があります。午後の体育や野外活動は組み込まないようにするなど配慮し、保護者と学校で十分話し合いをしておきましょう。また、急な時間割の変更があった時の対応も相談しておきましょう。

5)教材を選ぶ時

教材の中に小麦ねんどなど、アレルゲンとなるものが使われていることがあるので、教材 選びに気をつけましょう。

6) アレルギー発症時の薬等を預かる時

薬については学校が保護者と子分連絡をとっておきましょう。また、全職員が保管場所や飲むタイミングなどを確認しておきましょう。

(4)エピペン®を処方されている場合はどうするの

児童生徒がエピペン®を処方されている場合は、エピペン®の管理や繁急時の対応に関して本人、保護者、主治医、学校医、学校、教育委員会、消防署などが十分な話し合いを行い、職員全員がエピペン®の保管場所、使用方法、タイミングを知っておくことが必要です。

また、学校職員全員でエピペン®の扱いなどの研修を受け、緊急時に適切な対応がとれるようにしておくことが重要です。

もし学校でエピペン®の注射が必要になった場合、本人が注射することが基本ですが、アナフィラキシーの進行が速くて本人が注射できなくなった場合は、本人に代わって職員が注射することは違法ではありません。人常教助を第一に考えましょう。

ワンポイント 「エピペン®」について

1 開発の経緯

血圧が下がり、意識障害などがみられるいわゆる「ショック」の状態にある患者の救命率は、アドレナリンを30分以内に投与できるか否かで大きく異なります。アナフィラキシーショックは 屋外などでの発症が多く、速やかに医療機関を受診することができないことが多いため、アドレナリン自己注射薬「エピペン®」が開発されました。

②アドレナリンの作用

アドレナリンは、もともと人の副腎から分泌されるホルモンで、主に心臓の働きを強めたり、抹梢の血管を収縮させたりして血圧を上げる作用があります。エピペン®はこのアドレナリンを注射の形で投与できるようにしたものです。

ふくきょう 3副作用

副作用としては効果の裏遊しとして血圧上昇や心拍増加に伴う症状(動悸、頭痛、振せん、高血圧)が考えられます。動脈硬化や高血圧が進行している高齢者などでは脳血管障害や心筋梗塞などの副作用も起こりえますが、一般的な小児では副作用は軽微であると考えます。

④「エピペン®」の使用について

「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の発見がは活動には「医行為」にあたり、医師でない者(本人と家族以外の者である第3者)が「医行為」を授後継続する意図をもって行えば医師法(昭和23年法律第201号)第17条に違反することになります。

しかし、アナフィラキシーの教命の現場に居合わせた教職賞が「エピペン®」を背ら覧ができない状況にある児童生徒等に代わって注射することは、繁急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命教助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

にゅってから、パンテラ 出典「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》(公益財団法人日本学校保健会)」より

(5) エピペン®はどのように使うの

エピペン®は、ハチ毒、食物及び薬物等によるアレルギーを治す薬ではなく、アナフィラキシーの症状を和らげるために、自分で注射する補助治療剤です(医療機関での治療に代わるものではありません)。

●エピペン®は、使用前後に注射針が見えず安全性の向上した自己注射製剤です。

【エピペン®のしくみ】



出典「学校のアレルギー疾駕に対する取り組みガイドライン《や和元年度改訂》(公益財団法人日本学校保健会)」より

アナフィラキシーの兆候や症状を感じた時に、太ももの前外側に速やかに注射してください。それぞれの動作を声に出し、確認しながら行ってください。

【 エピペン®の使い方 ―アナフィラキシーがあらわれたら―】











マイランEPD合同会社 エピペンサイトからの引用

しゅってん がっこう しっかん たい しょ く はい かいりがんねんどがいてい こうえきざいだんほうじんにほんがっこうほけんかい 出 典 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》(公益財団法人日本学校保健会)」より

使用済みのエピペン®はオレンジ色のニードルカバー側から携帯用ケースに戻します。 注射後は、オレンジ色のニードルカバーが伸びているため、携帯用ケースのふたは閉まりません。無理に押し込まないようにしてください。

平成25年7月4日、日本小児アレルギー学会のアナフィラキシーワーキンググループにおいて、「一般向けエピペン®の適応」が発表されました。学校などのアレルギー・アナフィラキシー対応のガイドライン、マニュアルはこれにすべて準拠していくことを基本とすることが示されました。

一般向けエピペンの適応(日本小児アレルギー学会)

エピペン*が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、 下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み								
呼吸器の症状	のどや胸が締め付けられる	声がかすれる	犬が吠えるような咳							
呼吸器の症仏	・持続する強い咳込み	ゼーゼーする呼吸	・息がしにくい							
人 自の点状	・唇や爪が青白い	・脈を触れにくい・不規則								
全身の症状	・意識がもうろうとしている	・ぐったりしている	・尿や便を漏らす							

「日本小児アレルギー学会HP」より

- ●エピペン®注射後は、直ちに医師による診療を受けてください。
- ●医師にエピペン®を使用したことを伝えてください。
- ●医師に太ももの注射節位を示し、エピペン®使用前の症状及び使用後の経過を説前してください。
- ●使用済みのエピペン®と青色の安全キャップは医療機関にお渡しください。

あんない エピペン®のホームページのご案内

◆エピペン®の使い方や注意すること等を説明したウェブサイト

(https://www.epipen.jp/)がありますので、参考にしてください。

◆教育委員会にはエピペントレーナーと敬敬いDVD (20分) があります。随時貸出し ができますので、希望する場合は、学校を通じてご連絡ください。

【連絡先:津山市教育委員会 保健給食課 TEL 32-2117】

4 医療機関でできること

(1)食物アレルギーはどのように診断するの

1) 間診

医療機関では、アレルギー症状が起こった時の様子を聞くこと(問診と言います)から始まります。

まず、どのような食物を食べたかを聞きます。たとえば、卵のアレルギーが疑われる時には、どのような料理を食べたのかを質問します。生卵だったか、ゆで卵だったか、スクランブルエッグだったか、または食べたお菓子の中に材料として使われていたのか、そして、どのくらいの量を食べたかを聞きます。

次に、アレルギー症状が起きたのは、食べている途中だったのか、食べて30分ぐらいで起こったのか、食べたあと運動をしている時に起こったのかなども聞きます。 問診は非常に大切で、問診だけで食物アレルギーの診断が出来ることがありますが、どの食物かわからない時には検査をします。

2)検査

食物アレルギーの検査には、食物経口負荷試験、皮膚テスト、血液検査などがあります。

しょくもつけいこうふ かしけん

問診や皮膚テスト、血液検査で、疑わしい食物が本当にアレルギーの原因であるかを調べるいちばん正確な検査が、食物経口負荷試験です。

この試験は、原因と考えられる食物を試験的に食べて、それに伴う症状が現れるかどうかをみます。

原因として疑われる食物を、ごく少ない量から時間をあけて食べていきます。たとえば、スクランブルエッグを始めに 0.1 g、30分後に 0.5 g、1時間後に 2.0 g、1時間半後に 5.0 g、2時間後に 10.0 g などと少しずつ、時間をかけて増やします。食べてアレルギー症状が起こらないか注意深く観察します。

負荷試験でアナフィラキシーなどの症状を起こす危険性もありますから、医療機関で安全を確保して行われる検査です。

間診と血液検査で、食物アレルギーの診断がされることが多いのですが、

- ・ある食物のIgE抗体が陽性で、食べたことがない場合
- ・食物アレルギーで、ある一定期間食べなかった食物を食べられるようになって いるか

を調べる場合などにも食物経口負荷試験をします。

②皮膚テスト

皮膚のごく浅いところに、注射針などで、食物のエキスを入れて皮膚の反応をみることです。15~20分後に、検査したところが、赤くなったり、はれたりすると、検査は陽性です。

3血液検査

・血液検査では、特異的 IgE 抗体の検査をします。抗体(※9)とは、もともとは、 体を守るために働くものです。体の中に細菌やウイルスが入ってくると、抗体が細菌やウイルスなどにくっついて退治します。たとえば、インフルエンザの予防接種をすると、体の中には、インフルエンザウイルスだけに特別にくっつく抗体(特異抗体)が大量に作られます。インフルエンザが体の中に入ってくると、この抗体の力で、インフルエンザにかからなくなったり、かかっても軽くてすむようになります。

抗体には、いろいろな種類(IgG、IgM、IgA、IgDなど)がありますが、その中の一つが IgE抗体です。この IgE抗体が、アレルギーの原因の一部と考えられています。 IgEは 1966年に、アレルギーの研究をしていた日本人(石坂先生)が世界で最初に発見しました。

血液検査では、ある食物に特異的に反応するIgEがあるかを調べます。前の場合は、血液の中に前に反応する特異的IgEがあると、前アレルギーを起こす可能性があります。しかし、体の中ではいろいろな反応がありますから、前に反応するIgEがたくさんあってもアレルギー反応が起こらないこともあります。逆に、IgEが少なくてもアレルギーが起こることもあります。

以上のように、食物アレルギーの診断は食物経口負荷試験、皮膚テスト、血液検査、 問診などがあります。間違って食べてたいへんなことになったり、食物アレルギーがないのに不必要な食物の除去をしていることがあります。医療機関で正確な食物アレルギーの診断を受けてください。

食物アレルギー研究会

(https://www.foodallergy.jp/) で地域別に 食物経口資荷試験を実施している精院を検索 できます。

(2) 食物アレルギーの治療はどうするの

1)食事療法(アレルギーを防ぐ食事)

食物アレルギーの治療は、「除去食療法」が基本になります。これは、原因となる食物を食べないことで、症状が起きることを防ぎ、できるかぎり普通の生活が送れるようにすることを旨的としています。除去食を行う場合は、まず正しい診断のもとに除去する食物アレルゲンの種類を確認することが大切です。除去食を行っている間は、代わりになる食品を取り入れて必要な栄養が不足しないようにします。子どもの場合、必要以上に食物を取り除いたり、症状がよくなっているのに除去し続けたりするのは、成長に影響を与えるので注意が必要です。

2)薬物療法

①食物アレルギーが起きた場合はどうするのですか

食物アレルギーが起きた場合には、薬を使ってその症状を治します。薬には、抗ヒスタミン薬、ステロイド薬、アドレナリン、気管支拡張薬などがあります。

また、酸素投与、補液なども行います。薬は、症状に合わせて選びます。

じんましんや皮膚のかゆみには、抗ヒスタミン薬とステロイド薬を使います。自分で抗ヒスタミン薬、ステロイド薬を持っている場合は、それを飲みます。しかし、じんましんが全身に広がったり、のどの違和感(何となく変な感じ)、腹痛、せき、息苦しさなどがある時には、医療機関での治療が必要ですから、すぐに救急車を呼んで医療機関を受診してください。自分で受診することは、途中で症状が悪化する危険性があるのでさけてください。

教急車がくる前に、息苦しさがひどくなったり、意識がもうろうとしてきた場合には、危険な状態ですので、エピペン®が手売にあれば、エピペン®の注射を行います。



②薬で食物アレルギーは予防できるの

今のところ、食物アレルギーを確実に予防できる薬はありません。食物アレルギーの予防には、原因となる食物を食べないことが最も大切です。

しかし、それでも症状が改善しない場合や、原因となる食物が多くて完全にさけることができない場合などには、アレルギーの症状を軽くおさえるための薬が使われることがあります。この薬には、インタール、抗ヒスタミン薬などがあります。効果は一人ひとり異なります。また、食物アレルギーを完全に予防できるわけではないので、原因となる食物を食べないことの代わりにはなりません。

^{おも}くすり **主な薬**

た。 抗ヒスタミン薬	皮膚のかゆみ、じんましんの治療に使われます。飲み薬もありますが、症状が強い時には注射や点滴を行います。薬が効き始めるまで、30分くらいかかります。アレグラ®、クラリチン®、ザジテン®などの薬があります。
ステロイド薬	腎臓の上に副腎という臓器があります。その副腎から出されるホルモンのうち糖質コルチコイド(※10)を含む薬をステロイドと呼んでいます。ステロイドには、炎症やアレルギーをおさえる働きがあり、気管支ぜんそくでは吸入薬が、湿疹やじんましんではぬり薬が使われています。食物アレルギーでは、症状が強い時に数日間、のみ薬あるいは発射で使われます。
アドレナリン	副腎から出されるホルモンのひとつです。緊張したり運動する時に、派が速くなるのは、アドレナリンが出るためです。アドレナリンには心臓の動きを強め、血管を収縮させて血圧を上げ、さらに気管支を拡げる働きがあります。食物アレルギー、特にアナフィラキシーが起きた時には、最も有効な業です。
まかんしかくちょうやく 気管支拡張薬	気管支を拡げて呼吸を築にする吸入剤です。ぜんそくの発作時に使われます。メプチン®、サルタノール®などの薬があります
インタール	気管支ぜんそくでは吸入で使われますが、食物アレルギーでは水 やお湯にうすめて食事前に飲みます。腸からのアレルゲンの吸収 を減らすとされています。食物アレルギーが関与するアトピー性 皮膚炎に削いられます。飲んでから 1時間くらいしか効果がない ため、必ず毎食前に飲む必要があります。

3) アナフィラキシーが起きた場合はどうするの

薬がなければ、治療はできません。そのうちよくなるだろうと様子をみることは、絶対にしてはいけません。特に、食物アレルギーでは、のどの違和感、せき、息切れなどの症状が出た場合には、危険性が高く、抗ヒスタミン薬やステロイド薬だけでは効果が期待できませんので、アドレナリン(エピネフリン)の注射が必要となります。アドレナリンは、30分以内に注射する必要があるので、医療機関を受診するまでに時間がかかる場合には、エピペン®を使用します。呼吸器の症状には、気管支拡張薬(メプチン®、サルタノール®)の吸入も行います。

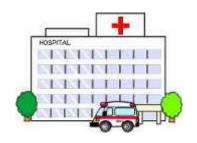
次の人は、特に重症化しやすいので、エピペン®の注射が必要です。

- ●これまでアナフィラキシーになったことがある人
- ●気管支ぜんそくのある人
- ●食後の運動でアナフィラキシーになった人

しかし、実際には、アナフィラキシーかどうかを判断することは簡単ではありません。また、食物アレルギーがある人でも、他の原因で具合が悪くなることもあります。具合が悪くなった場合に、血液中の酸素濃度を簡単に測れるパルスオキシメータは、呼吸の状態を判断するために役立ちますので、備えておくと便利です。

繁急時にはあせってしまいますから、けっして一人で対応しないで、人を呼び、 教急隊に連絡して、すみやかに治療ができる医療機関を受診してください。普段から繁急時の対応を練習しておくと、あわてずに行動できます。

文部科学省サイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm) に映像資料としてリンクが張られているので視聴してみてください。



^{かてい} 5 家庭でできること

(1) 自己判断は危険です

食物アレルギーの診断は病歴(食事による誘発症状)、アレルゲン検査、食物 除去試験(疑いのある原因食物を1~2週間摂取しないようにして、症状が治ま るかどうかを調べる検査)、食物経口負荷試験(疑いのある食物を食べてみて、 実際に症状が現れるかどうか調べる検査)などによって行われます。

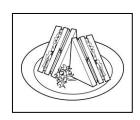
原因物質が何であるか、どのくらいの量なら食べられるかなどによって治療法も違ってくるため、正確な診断が必要です。勝手に自己判断するのではなく、医療機関を受診し医師に食べたものや起きた症状を伝え、きちんと検査を受けて、原因となる食物を特定してから必要な治療をしましょう。

(2) 日記をつける

毎日どんな物を食べたかを記録しておくことは、アレルギーの原因となる食物を発見するのに、たいへん役に立ちます。1回だけではわからなくても、毎日繰り返す中で原因となる食物がわかることがあるのです。カレンダーにメモしてもよいでしょう。

【日記のつけ方】

- ・ 食事やおやつなど食べた物、飲んだ物すべてを記録する
- 調味料やだしなども記録する
- その目の体調を記録する(下痢など)
- ・ 加工品は食品の表示を切り取ってはる
- 食事の時間を記録する
- 食後の運動の有無















きょうなに た 今日何を食べたか書いておこう!

かくしゅょうしき **各種様式**

- 様式1-2 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)[裏]

- ようしき ボッこうきゅうしょくしょくもっ じょきょしょくとうへんこう ちゅうししんせいしょ 様式5 学校給食食物アレルギー除去食等変更・中止申請書
- 様式6 がっこうきゅうしょくしょくもっ じょきょしょくとうへんこう ちゅうししょうだくしょ 様式6 学校給食食物アレルギー除去食等変更・中止承諾書

名前(男·女)9	表 学校生活管理指導表(アレルギー疾
年月日生年組	患用)
施王	

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

		せん息 なし)	必管支 (密り・	ì				— # ;	アレル	/ 食砂	(ンキ が なし)	アフィ (あり・	7		
図 発作制の対応 薬剤名 扱与量/日 1. ペータ刺激薬吸入 () () 2. ペータ刺激薬内服 () ()	回-3 長期管理業 (注射) 1. 生物学的製剤 ()	回-2 気動の温器 (内閣) 紫色名 1. ロイコトリエン英勢存指だ業 (紫色名 2. その待	2. ステロイド吸入業/根語固作用在吸入ベータ刺激業的合剤() () 3. その右 () ()	□-1 根語の連携(見入) 1. ステロイド吸入機 () () ()	■ 農業のコントロール共優1. 皮好2. 比数的皮好3. 不良	病型・治療	■ 緊急側に備えた処方薬1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)3. その他(9. 無数 ()(10. 四数 ()(11. その布1 ()(12. その布2 ()((A) (A)		(物・除去機)			アナフィラキシー検型(ア	図(食物アフルナー機関(食物アフルナーありの総合のみ記録) 1. 四思樹 2. □髎アフルナー指索群 3. 食物符件再貨製成界アナフィラボシー	典型・治療
		■ その他の配慮・管理事項(自由記述)	■ 宿泊を伴う校外活動1. 管理不要2. 管理必要	■動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動↑. 管理不要2. 管理必要	□ 運動(体育・部活動等)□ 管理不要□ 管理必要	学校生活上の留意点		国 その他の配慮・管理事項(自由記述)	ゴマ: ゴマ油 魚類: かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類: エキス	議所: 卵殻カルシワム 牛乳: 乳糖・乳満塊成カルシウム 小麦: 醤油・酢・味噌 大豆: 大豆油・醤油・味噌	※本欄に〇がついた場合、該当する食品を使用した料理 については、給食対応が困難となる場合があります。	除去する場合	1. 管理不要 2. 管理必要 日 信泊を伴う収外活動 日 信泊を伴う収外活動 2. 管理必要 2. 管理必要 2. 管理必要 2. 管理の要 3. 管	≖ .	図 総数 1. 無理不罪 2. 無理必罪 回 食物・食材を扱う授業・活動 1. 無理不可 2. 無理必用	学校生活上の留意点
用穀藥园心	医肺名	記載日 年		大幅数限券施置	誤。	★保護者		用資準温力	医斯名	日		E E	升 部本語 -	大量数回発産品	(A)	★保護者
	=	Я							6	Ja H						

夏 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

	学校	縣級	上性 (なし)	-# >	ピン		結膜炎し)	7. ؇ •	・シザー (密り・	-7		及盾炎 つ)	一性 り、なり、な	で (表)			5則
	学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、	鼻機器用ステロイド薬 舌下免疫療法(ダニ・スギ) その他(■ 治療1. 抗ヒスタミン解・抗アレルギー解(内限)	2. 李暦年アフルギー狂劇炎(花物語) 主な症状の時期: 春 、夏 、教 、	中華	费	回治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他(5. 木の街(2. 学習内アフラギー日福観念(行物用)3. 華学ガタリ4. アイノー有曲結膜炎「マジギノー有曲結膜炎	機型通年性アレルギー	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	回-1 常用する外用業	*軽度の皮疹:軽度の紅斑、核薬、落屑主体の病皮 *強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、ぴらん、浸漉、	 1. 中等店・強い次部を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 2. 中等店・強い次部を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 3. 重雑:強い次部を伴う皮疹が体表面積の10%以上に見られる。 4. 最重症:強い次部を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 	□ 福建 ・西瀬に関わらず、標準の点率のごう 「 「 「 「	類	(男: 女)
		!	8)	聯		病型・治療					病型・治療	図-2 常用する内臓器 1. 対ヒスタミン業 2. その街	、苔癬化などを伴う素変	頭の10%未満に見られ 別10%以上、30%未 別10%以上、30%未 頭の30%以上に見られ	み目られる.	病型・治療	年月
	本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有するこ											回-3 常用する注射器 1. 生物学的製剤		る。 満に見られる。 は。			#E#_
	(の全教職員)			<u> </u> ■ ₹ø	△ 原外活動				回原外活動	M ブール指導 1. 管理不要		■ ₹ø	□ 発汗後	- -	M →-		出
	及び関係機			他の配象・戦	150×活動 管理不要	学校	,	市の配品・戦	50公司 100公司 11年不服	ゲール結構	学校	帝の党員・韓	数干廠 野連不順	回 動物との接触)、管理不要	ゲール指導及び長 管理不要	学校	
保護者氏名	関等で共有することに同意します。			国 その他の記録・管理事項(自由記載)	2. 韓雄必頼	学校生活上の留意点		図 その他の配慮・管理事項(自由記載)	2. 雌雄必須	2. 韓編必編	学校生活上の留意点	■ その他の配慮・管理事項(自由記述)	2. 韓雄必類	2. 唯備必順	☑ ブール指導及び長時間の集外線下での活動〕. 管理不要2. 管理必要	学校生活上の留意点	
	₹₫.		困難養國的	Į,	可能なる	記載日		困臟薬医的	10000000000000000000000000000000000000		日簿58		困難養國的	医師名		日練品	
					Ħ					Ħ					Ħ		施出田
					Э					Э					Э		#
				(B)	ш				(5)	ш				(4)	ш		Я

学校給食食物アレルギー除去食等意見書

224 14	7	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		\ 32	مليل	,		\ \\\	,	\ 40		
字校	名	津山市立() 字	校	()学年	()組		
児童生徒	ŧ名	()	生年月日	平成	年	月	日		性別	男・女	
●学校	: 終食	食物アレルギー対応	たについて	_								
		でする原因食物:「卵	_		小麦、	大豆、	えび、	ピーナ	ッツ	・ごま	・ナッツ類	J
Гd	-	4m/a	EU&#</th><th>.ナ Γ+8 44 -1</th><th>- 7 1. 1</th><th>+~! . 4</th><th></th><th>±.t⊓ .</th><th>-+</th><th>八中人</th><th>15人 十 土、杯17</th><th></th></tr><tr><th>_</th><th></th><th>生確保」のために、 5らかの対応としま</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><th>/3.0</th><th>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</th><th></th><th>7 0 1 100</th><th>7.江心于汉</th><th>~ 30 nm</th><th><i>0)</i>) / .</th><th>, ABS 30 T</th><th>- 407 0</th><th>- 06/\</th><th>、この例を</th><th>0.0000</th><th></th></tr><tr><td>※注1</td><td>加工</td><td>この程度により除去か</td><td>否かの区</td><td>別はしません</td><td>ん。(調</td><td>味料程</td><td>度の微</td><td>量な場合</td><td>合は注</td><td>:2参照)</td><td>)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(例)</td><td>食物アレルギーでの生</td><td></td><td></td><td>., .,</td><td>ド乳は中</td><td>止、牛薯</td><td>乳・乳製</td><td>品を含</td><td>む副食は</td><td>は除去またに</td><td>ţ</td></tr><tr><td></td><td>(hel)</td><td>中止となります。飲用4</td><td></td><td></td><td></td><td>9 15 3 A 7 15</td><td>A</td><td>N -4- 1 -1</td><td>2. 10. 1</td><td>. l- Ar</td><td>nulk or la devi</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>鶏卵・卵類のアレルギ 行いません。</td><td>ーの場合に</td><td>は、加熱、非ス</td><td>加熱に関</td><td>保なく</td><td>余去また</td><td>は甲止る</td><td>こなりま</td><td>す。多様</td><td>投階の対応に</td><td>Ţ</td></tr><tr><td>※注2</td><td></td><td>~(d)に該当する極後</td><td>数量でも症</td><td>状の出る重</td><td>篤な場</td><td>合は、気</td><td>安全性</td><td>確保のた</td><td>こめ給</td><td>食全部</td><td>を中止とし、</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>i持参となります。</td><td>,,</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>_ , ,</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(a) 訓</td><td>周味料(しょうゆ・酢・み・</td><td>そ・大豆油・</td><td>ごま油・中華</td><td>スープの</td><td>つ素など)</td><td>、だし、</td><td>乳化剤・</td><td>添加华</td><td>勿等の除</td><td>去が必要</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(b) t</td><td>加工食品の原材料の欄</td><td>外表記(注</td><td>意喚起表示</td><td>)の表示</td><td>について</td><td>でも除去</td><td>指示があ</td><td>5る</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>例) 「本品製造工場では</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>例)「本製品で使用して</td><td> ,</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0 -</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>例)「本製品(かまぼこ)</td><td>- 2 - 11</td><td></td><td>イは、え</td><td>び、かに</td><td>を食べ</td><td>ています</td><td>.]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>, , ,</td><td>食器や調理器具の共用 ************************************</td><td>ができない</td><td>'</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th></th><th>(d) {</th><th>由の共用ができない</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>1 摂取</td><td>時に終</td><td>圣験した症状</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>分カ</td><td>いる範</td><td> 囲で()に記入]</td><td>及び【</td><td>【に下記の組</td><td>生状の数</td><td>女字を記</td><td>込して</td><td>ください</td><td>١,</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(</td><td>) ह</td><td>表で(</td><td>)を食べ</td><td>にときに</td><td></td><td>] (</td><td>の症状だ</td><td>が(</td><td>) /</td><td>分後に発</td><td>É症。</td><td></td></tr><tr><td>(</td><td>) ह</td><td>歳で(</td><td></td><td>にときに</td><td></td><td></td><td>の症状</td><td></td><td></td><td>分後に発</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(</td><td>) ह</td><td>歳で(</td><td></td><td></td><td></td><td>_</td><td>の症状</td><td></td><td></td><td>分後に発</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)</td><td>咳 (</td><td>2)喘息•呼吸困難</td><td>(3) じんまタ</td><td>- 疹∙発赤(顔</td><td>面、全身</td><td>計) (4)</td><td>皮膚の</td><td>どのかり</td><td>ゆみ・</td><td>違和感</td><td>-</td><td></td></tr></tbody></table>									

2 給食の中止内容

該当する**記入欄** に 🗸 をしてください。(別紙1参照)

(5) 嘔気・嘔吐 (6) 腹痛・下痢 (7) ショック (8) その他(

	記入欄	中止内容	注 意 事 項						
給食全部		主食、副食、牛乳							
÷ &		パン	○小麦・脱脂粉乳を使用しています。○乳化剤として大豆を極微量使用しています。(注2参照)○食物アレルギーでの牛乳中止の場合は、パン・飲用牛乳は中止、牛乳・乳製品を含む副食は除去または中止となります。(注1参照)						
主食		麺	○小麦を使用しています。○学校給食ではソバは使用しませんがソバと同一ラインで製造しています。						
		ごはん							
副食		副食すべて	○1日単位の対応は行わず、毎日の中止となります。○除去対応6種類以外のアレルギーがある場合や、安全性を重視する場合で副食すべてを中止するときは、この欄に✓を入れてください。						
牛乳		飲用牛乳(200ml)	○この欄に✔がついた場合、主食のパンと「3 副食の除去内容」の牛乳・乳製品にも✔を入れてください。(注1参照)						
乳糖不耐症 等による 牛乳中止		飲用牛乳(200ml)	 ○飲用牛乳のみの中止となります。 ○ガラクトース血症等のため乳製品全般の厳密な除去が必要な場合は、「3 副食の除去内容」の牛乳・乳製品にも✓を入れてください。また、「5 生活上の配慮や、主治医からの注意事項、乳糖不耐症以外の疾患名、除去の解除など」に別途記載してください。 						

)

3 副食の除去内容

該当する記入欄 に ✓ をしてください。

料理・食品例欄への記入は必要ありません。

アレルゲン	記入欄	分類	料 理・食 品 例	注意事項		
卵類		鶏卵·卵類	かき玉汁、うずら卵、 フライ・天ぷら、つなぎなど	○加熱・非加熱に関係なく除去または中止となります。 (注1参照)		
		魚卵	たらこ、かれいの卵、 子持ちししゃもなど	○たんぱく質が異なるため、鶏卵との因果関係はありません。		
牛乳 ・ 乳製品	牛乳·乳製品		シチュー、ヨーグルト、 チーズ、つなぎなど	○この欄に✔がついた場合、主食のパンと飲用牛乳にも✔を入れてください。(注1参照)		
小麦	小麦		フライ、マカロニ、麩、 ルウ、つなぎなど	○酢、しょうゆなどの調味料の除去は行いません。		
大豆		大豆	大豆の煮豆、豆腐、 油揚げ、つなぎなど	○みそ、しょうゆなどの調味料及び大豆油の除去は 行いません。極微量が問題となる場合は、注2を 参照ください。		
えび		えび	むきえび、エビフライ、 味付けのりなど			
ピーナッツ		ピーナッツ	ピーナッツあえ、 ピーナッツクリームなど			
ごま		ヹ ヹ	ごまあえ、キムチ、 福神漬けなど	○中華スープの素など調味料及びごま油の除去は 行いません。極微量が問題となる場合は、注2を 参照ください。		
ナッツ類		樹木ナッツ	栗、ヘーゼルナッツ、カカオ、 カシューナッツ、アーモンド、 ナタデココ(ココナッツ)など	○種類に関係なく除去または中止となります。		

*上記の学校での除去指示食品のうち、医師の指示で、家庭では治療の一環として保護者の監督のもと 摂取している場合は、食品名と指示内容を下記にご記入ください。

4 次の意見書記入の予定

(3・6・12)ヶ月後

5 生活上の配慮や、主治医からの注意事項、乳糖不耐症以外の疾患名、除去の解除など

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

電話番号

学校給食食物アレルギー除去食等申請書

申請日	令和	年	月	\Box

津山市立学校長殿津山市立学校食育センター所長殿

保護者住所: 番地

保護者氏名: 印

緊急連絡先:(自宅・勤務先)

(携帯電話:)

現在、下記児童生徒におきましては、医師により食物アレルギー等と診断されました。 つきましては、別添意見書により、学校及びセンターにおいてアレルギー除去食等の対応を 実施していただくよう申請します。

記

1 児童生徒氏名(申請日現在)

学 校 名	津山市立	学村	交	ź	Ę.	組
ふりがな						
児童生徒氏名		生年月日	平成	年	月	\Box

※ 4月からの学校名・学年

学校名 津山市立 学校 年

2 アレルギー除去食等対応内容 別添意見書のとおり。

令和 年 月 日

様

津山市立 所長

学校食育センター

学校給食食物アレルギー除去食等承諾書

申請のあった学校給食における食物アレルギー除去食等につきましては、下記のとおり対応します。 下記以外のものは、学校給食で除去食の対応はできません。給食の中止あるいは除去食により不足する食品は、家庭での対応をお願いいたします。

なお、ご質問がある場合は、学校又は学校食育センター(Tel -)までお問い合わせ下さい。

5

1 児童生徒氏名

学 校 名	津山市立	学校						
児童生徒氏名		年	組	生年月日	平成	年	月	В

2 給食の中止(記入欄に✓)

	記入欄		
給食全部		主食、副食、牛乳	
		パン	○小麦・脱脂粉乳を使用しています。 ○乳化剤として大豆を極微量使用しています。(注2参照) ○食物アレルギーでの牛乳中止の場合は、パン・飲用牛乳は中止、牛乳・乳製 品を含む副食は除去または中止となります。(注1参照)
主食		麺	O小麦を使用しています。 ○学校給食ではソバは使用しませんがソバと同一ラインで製造しています。
		ごはん	
副食			○1日単位の対応は行わず、毎日の中止となります。 ○除去対応6種類以外のアレルギーがある場合や、安全性を重視する場合で副食すべてを中止するときは、この欄に ノ を入れてください。
牛乳		飲用牛乳(200ml)	Oこの欄に✔が付いた場合、主食のパンと「3 副食の除去内容」の牛乳・乳製品にも✔を入れてください。(注1参照)
乳糖不耐症等による 牛乳中止		飲用牛乳(200ml)	○飲用牛乳のみの中止となります。 ○ガラクトース血症等のため乳製品全般の厳密な除去が必要な場合は、「3 副食の除去内容」の牛乳・乳製品にも✓を入れてください。また、「5 生活上の配慮や、主治医からの注意事項、乳糖不耐症以外の疾患名、除去の解除なと」に別途記載してください。

3 副食の除去内容(記入欄に✓)

О ШЭДСОУРИИ	A, 3 L			
アレルゲン	記入欄		料理	₽・食 品 例
可 凡类頁		鶏卵・卵類	かき玉汁、うずら卵、 フライ・天ぷら、つなぎなど	〇加熱・非加熱に関係なく除去または中止となります。 (注1参照)
がい。大只		魚卵	たらこ、かれいの卵、 子持ちししゃもなど	Oたんぱく質が異なるため、鶏卵との因果関係はありません。
牛乳 • 乳製品		牛乳・乳製品	シチュー、ヨーグルト、 チーズ、つなぎなど	○この欄に✔が付いた場合、主食のパンと飲用牛乳にも✔ を入れてください。(注1参照)
小麦)麦 小麦		フライ、マカロニ、麩、 ルウ、つなぎなど	O酢、しょうゆなどの調味料の除去は行いません。極微量が問題となる場合は、注2を参照ください。
大豆	大豆		大豆の煮豆、豆腐、 油揚げ、つなぎなど	〇みそ、しょうゆなどの調味料及び大豆油の除去は行いません。極微量が問題となる場合は、注2を参照ください。
えび		えび	むきえび、エビフライ、 味付けのりなど	
L- +		ピーナッツ	ピーナッツあえ、 ピーナッツクリームなど	
ピーナッツ ・ ごま		ごま	ごまあえ、キムチ、 福神漬けなど	〇中華スープの素など調味料及びごま油の除去は行いません。極微量が問題となる場合は、注2を参照ください。
ナッツ類		樹木ナッツ	栗、ヘーゼルナッツ、カカオ、 カシューナッツ、アーモンド、 ナタデココ(ココナッツ)など	〇種類に関係なく除去または中止となります。

※(注1)(注2)は「学校給食食物アレルギー除去食等意見書」に記載したものと同様。

4 次の意見書記入の予定 (3・6・12)ヵ月後

5 対応開始日 令和 年 月 日

学校給食食物アレルギー除去食等変更・中止申請書

申請日 令和 年 月 日

 津山市立
 学校長 殿

 津山市立
 学校食育センター所長 殿

保護者住所:津山市 番地

保護者氏名: 印

食物アレルギー症状等の変化に伴い、別添意見書により、アレルギー除去食等の対応を (変更 ・ 中止) 申請します。

記

1 児童生徒氏名

学 校 名	校名							
ふりがな								
児童生徒氏名		年	組	生年月日	平成	年	月	В

2 アレルギー除去食等対応内容 別添意見書のとおり

- 3 アレルギー除去食等 変更・中止希望日 令和 年 月 日
- 4 その他特記事項

※この用紙を提出する場合は、変更か中止の該当するところに〇を入れて提出する。

学校給食食物アレルギー除去食等変更・中止承諾書

令和 年 月 日

様

津山市立 学校食育センター 所長 『印

提出いただいた「学校給食食物アレルギー除去食等変更・中止申請」につきましては、下記のとおりに対応をします。なお、ご質問がある場合は、学校又は学校食育センター(Tel -)までお問い合わせ下さい。

記

1 児童生徒氏名

学 校 名	津山市立			学校				
児童生徒氏名		年	組	生年月日	平成	年	月	В

2 変更・中止するアレルギー除去食等 対応内容

- 3 アレルギー除去食等変更・中止日 令和 年 月 日
- 4 その他特記事項

^{さんこうしりょう} **参考資料**

ねんれいべつげんいんしょくもつ (1)年齢別原因食物

	○歳	1 • 2歳	3~6歳	7~17歳	18歳以上
1	thish 黑 叨	the property of the property	ぎゅうにゅう 牛乳	the same	小麦
2	^{ぎゅうにゅう} 牛乳	ぎゅうにゅう 牛乳	thish 第 则	きゅうにゅう 牛乳	こうかくるい 甲殻類
3	^{こむぎ} 小麦	^{こむぎ} 小麦	まの実類	素の実類	無類
4		まの実類	^{こむぎ} 小麦	くだものるい 果物類 らっかせい 落花生	くだものるい 果物類
5		魚卵	うっかせい 落花生		だいず 大豆

(2) 原因食物およびショック誘発食物の頻度(平成30年度報告)

		原因食物(即時型)	n	わりあい 割合 (%)			原因食物(ショック)	n	わりあい 割合 (%)
1	0	鶏卵	1681	34. 7	1	0	世いらん 第9月	125	23. 9
2	0	ぎゅうにゅう 牛乳	1067	22	2	0	ぎゅうにゅう 牛乳	118	22. 5
3	0	^{こむぎ} 小麦	512	10.6	3	0	小麦	87	16. 6
4	0	クルミ	251	5. 2	4	0	クルミ	42	8
5	0	落花生	247	5. 1	5	0	らっかせい 落花生	38	7. 3
6	0	イクラ	184	3.8	6	0	エビ	18	3. 4
7	0	エビ	121	2. 5	7	0	カシューナッツ	15	2. 9
8	0	ソバ	85	1.8	8	0	そば	14	2. 7
9	0	カシューナッツ	82	1. 7	9	0	イクラ	12	2. 3
10	0	ダイズ	80	1.6	10	0	キウイフルーツ	8	1. 5
11	0	キウイフルーツ	77	1.6	11	0	大豆	5	1
12	0	バナナ	38	0.8	12		カカオ	3	0.6
13	0	ゴマ	28	0.6	13	0	バナナ	2	0.4
14	0	モモ	24	0.5	14	0	カニ	1	0. 2
15	0	ヤマイモ	22	0.5					
16		アーモンド	21	0.4					
17	0	カニ	20	0.4					
18		マカダミアナッツ	15	0. 3					
19	0	サケ	14	0.3					
20	0	イカ	13	0.3					
21	0	リンゴ	11	0. 2					
22	0	サバ	10	0. 2					
23		カカオ	9	0.2					
24		スイカ	8	0.2					
25		トマト	7	0. 1					
26		ブリ	6	0. 1					
27	0	オレンジ	5	0.1					
26	0	アワビ	4	0. 1					
27	0	ギュウニク	3	0. 1					
28		14品目種	2	0					
29	0	ゼラチン	1	0				_	

^{○:}特定原材料(義務表示) 7品目○:特定原材料等(推奨表示)20品目

出典: 消費者庁ウエブサイト(https://www.caa.go.jp/notice/entry/014425/) 平成30年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書 まくじがたしょくもつ けんこうひがい かん ぜんこくじったいちょうさ いちぶかいへん 「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」より 一部改変

ょうごかいせつ 用語解説

NO	ページ	ます ご 用 語	かい せっ 解 説
% 1	2	さいきん細菌	たんさいぼうせいぶつ ひと くち なか やく とても小さな単細胞生物です。人の口の中には約600
			を を
			ンスなどがよく知られています。
% 2	2	ウイルス	ウイルスは細胞を構成単位としていませんが、遺伝子
			を持ち、他の生物の細胞を利用して増えるという特徴
			を持っています。インフルエンザウイルスなどがよく
.*.0		びょうげんたい	知られています。 せいぶつ きせい びょうき げんいん びせいぶつ ひょうげんせい
% 3	2	病原体	生物に寄生して、病気の原因となる微生物(病原性
*\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0	こきゅうき	微生物)のことをいいます。 さんそ と い にさんかたんそ だ ^{こきゅう}
*4	3	呼吸器	でんで と い にさんかたんそ だ こきゅう 酸素を取り入れ二酸化炭素を出して、呼吸をするため たいない きかん はな <5 きかん はい
			の体内の器官です。鼻、口、気管、肺などからなります。
% 5	3		けっえき とお みち けっかん けっえき じゅんかん しんそう 血液の通り道である血管と、血液を循環させる心臓な
			した とをまとめて循環器と呼んでいます。
% 6	4	こうかくるい 甲殻類	せっそくどうぶつ ぶんるい ひと 節足動物の分類の一つです。えび、かに、オキアミ、
			フジツボ、ミジンコなどが含まれます。
*7	5	^{きかんし} 気管支 ぜん	マ気の通り道である気管支が炎症を起こして過敏にな
			り、何かの刺激でせまくなったり、はれたりして、呼吸
		そく	が苦しくなる病気です。
*8	8	きゅうしょくしょう 給食使用	かこうしょくひん けんざいりょう しょくひん つか 加工食品などの原材料にどのような食品が使われ
		しょくざいいちらんひょう 食材一覧表 ^{はいごうひょう} (配合表)	ているか記入されているものです。
* 9	17	こうたい	りだし からだ ひょうげんだい まも はたら コートナーの ひとちょう ケート・カート フェンフ ちゅう ロッフ ちゅう ほり・ハフ・スト
7.0		抗体 	私 たちの 体 を病原体から するために 働 いているたんぱく質の一種 (免疫グロブリン) です。 私 たち人間
			「Midく員の一種(免疫プロブリブ) とす。 私 たら入間 ^{こうたい} の 体 は、この「抗体」により守られています。
% 10	19	 _{とうしつ} 糖質コルチ	副腎皮質の細胞でつくられるステロイドホルモンで
		コイド	動画及負の
※ 11	30	そくじがた しょくもつ 即時型 食物	こうたい かんよ LgE抗体が関与するアレルギーです。食物アレルギ
		アレルギー	してき せいと 一の児童生徒のほとんどはこの 病 型に分類されます。
			けんいかしょくもつ た 原因食物を食べて 2時間以内に症 状が出て、その
			症状は、じんましんのような軽いものから、生命の
			危険も 伴 うアナフィラキシーショックに進行するも
			^{さまざま} のまで様々です。

津山市食物アレルギー対応検討会議設置要領(内規)

(設置)

第1条 食物アレルギー症状を有する児童生徒の対応について、学校給食に おける食物アレルギーの対応マニュアルを策定又は改定し、児童生徒への 教育や教職員の食物アレルギーに関する知識の高揚を図るため、津山市食 物アレルギー対応検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議の委員は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 医師
- (2) 教育関係者
- (3) 栄養教諭·学校栄養職員

(会議)

第3条 会議は、津山市教育委員会の求めにより招集する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、津山市教育委員会保健給食課において処理する。

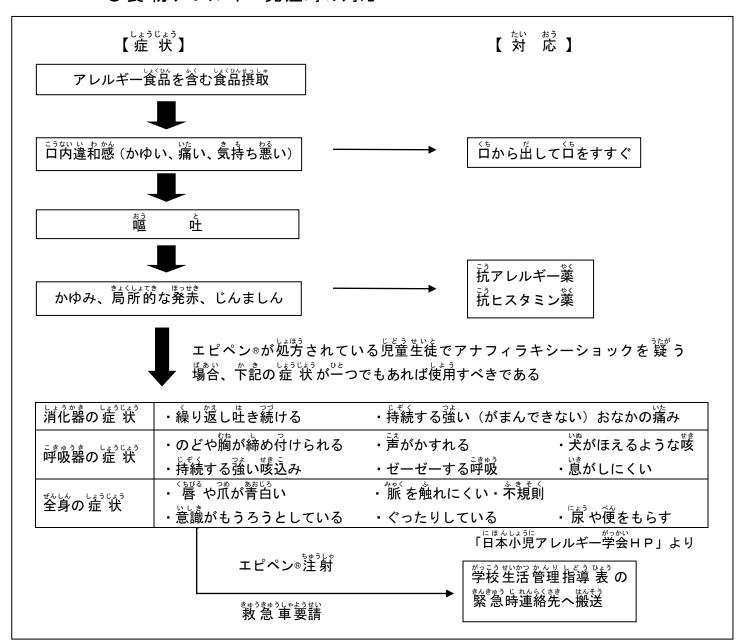
(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別 に定める。

附則

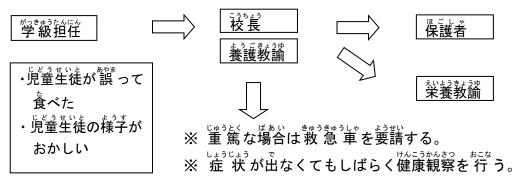
この要領は、平成23年7月14日から施行する。

●食物アレルギー発症時の対応



●緊急時の校内での連絡組織

こしょく もし誤食した場合には、次の表にそってすばやく対応する。



津山市版食物アレルギーの手引き(令和2年度改訂版)

発 行 年 月 平成24年1月

第1回改訂年月 平成27年4月

第2回改訂年月 平成29年1月

第3回改訂年月 令和 3年1月

発 行 津山市教育委員会

編 集 津山市教育委員会 保健給食課

〒708-8501

岡山県津山市山北520

TEL 0868-32-2117